

「土木工事共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・令和4年度に発出された通知等に基づき修正や追加を行う。

2 主な改定点

	工種等	変更点
第1編	共通編	<ul style="list-style-type: none"> ●「建設副産物（再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画）」の現場掲示を追加。 ●誤記の修正。 ●狭隘箇所等における「無筋・鉄筋コンクリートの締固め」の取扱いを追加（国準拠）
第2編	材料編	変更無し
第3編	工事共通編	変更無し
第6編	河川編	変更無し
第7編	河川海岸編	変更無し
第8編	砂防編	変更無し
第9編	ダム編	変更無し
第10編	道路編	変更無し
第11編	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●「電子納品ガイドライン」「現場代理人の兼任」「交通誘導警備員」「三者技術調整会」「建設発生土の有効利用」「余裕期間の設定」の改定に伴う修正。 ●「材料使用承認願」について追加。 ●「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止」の改定に伴う区域の変更。 ●「電子マニフェスト」の取扱いを追加。 ●表記の統一（受注者）

（第4編，5編は欠番）